



平成28年10月14日発行

4月14日の強烈な「前震」から6カ月が経ちました。

発災以降、復旧に向けたさまざまな支援制度が国や県から提供されてきましたが、地震前の生活を取り戻すまでにはまだまだ時間がかかることと思います。今だからこそ、一人一人が手を取り合い、支え合って取り組んでいくことが大切です。市としても、これまで以上に国や県などと連携し、復旧・復興活動に尽力してまいります。今後とも、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

宇城市長 守田憲史

「復興券」の手続き時には 必要書類をお忘れなく

お問い合わせ
都市整備課
☎32-1694

復旧費用に30万円（税込み）以上を要した一部損壊以下の被災家屋に対する市独自の支援制度の手続きが始まりました。申請場所については広報うき8月号でお知らせしたとおりです。手続きの際には次のものをご持参いただきますようお願いいたします。

①罹災証明書（原本）または被災状況が分かる写真 ②復旧の着工前および完了後の状況写真 ③復旧内容が分かる見積書および領収書（原本） ④税の未納がない証明（世帯主分）

次に示すものも手続き時に必要となっています。

⑤本人確認書類（運転免許証など） ⑥印鑑 ⑦委任状（同一世帯員以外の方が手続きを代行する場合）

避難所を閉鎖します

4月14日の地震発生以降、最大20カ所の避難所を開設・運営してきました。仮設住宅の整備が今月下旬までに完了する見込みであることから、10月30日（日）をもって避難所（市武道館）を閉鎖することとなりました。

早期の復旧・復興に向けて、今後もさまざまな支援に取り組んでまいります。

問 市民課 ☎32-1446

応急修理の受付期限が延長されました

お問い合わせ

都市整備課 ☎32-1694

平成28年
12月13日 工事完了



平成29年
4月13日（木）
までに申請を

災害救助法に基づく、半壊以上の被災を受けた住宅を対象とした応急修理の受付期限について、「12月13日までに工事の完了」とされていたものが「平成29年4月13日（木）までに申請受付が完了したもの」が対象となりました。工事の完了期限については、その時点の件数に応じて設定される見込みです。

申請窓口は市役所新館第3会議室です。

「公費解体」「応急修理」の 進捗状況をお知らせします

お問い合わせ

（公費解体）衛生環境課 ☎32-1598

（応急修理）都市整備課 ☎32-1694

現在進められている「公費解体」と「応急修理」の両制度の進捗状況について、過日新聞報道がなされましたが、公表された数値の算定根拠が各自治体で統一されていなかったため、県の統一基準に基づく宇城市内の進捗状況をあらためてお知らせいたします。

【公費解体】

9月22日現在

	受付棟数	着手件数	完了件数
公費解体	1,348	134	8
自主解体	419	173	173
合計	1,767	307	181
受付棟数に占める割合		17.4%	10.2%

※自主解体は着手件数が把握できないため、完了件数と同数にしています。

【応急修理】

9月30日現在

受付件数(a)	発注済み件数(b)	完了件数(c)	完了率(c/b)
1,137	581	114	19.6%